# (仮称)自治基本条例検討委員会 第11回

と き: 平成 18年(2006年) 3月29日(水)

18:15~20:30

ところ:市役所 第二庁舎 3階会議室

出席者7名、傍聴者2名で開会

前回の会議録を確認した後、事前に配布・説明していた「自治基本条例に盛り込むべき項目とその考え方(案)」を更に精査する。

#### (事務局)

(会議資料の確認)

・本日は委員長がご欠席ですので要綱に沿って副委員長に議長をお願いします。

## (議長)

- ・ 次第の3「自治基本条例に盛り込むべき項目とその考え方について」の検討。
- ・ 事前に(案)を事務局から配布して頂き、各委員からの意見をお聞きしたうえで、「原案の修正について(案)」というものを作っていただいている。元の資料は目を通していることを前提に、「原案の修正について」の資料を修正個所を中心に説明してください。

# (事務局)

(資料「原案の修正について」の説明)

#### (議長)

- これはもともとの案の網かけの部分を変えたということですね。
- ・ 【参考・検討委員会における議論】については、何か意見はありませんでしたか。

# (事務局)

- ・最終的に報告書を作るにあたり、【参考 検討委員会における議論】は、こういうご意見を踏まえて、網掛けのところを作ったという体裁です。
- ・ 各委員から頂いた意見としては、9 ページの「監査」の部分で、「現在の監査委員監査の中に市民も入っていっしょに監査するということを想定されるとしたら、実際問題、難しいところがある。本来の意見の趣旨は、市民による行政運営の監視ということ。効率的効果的な行政運営が行われているかを何らかの形で監視するということである」というもの。市民による行政運営の監視というような表現にさせていただいたほうが、誤解がないかと考えています。そういう意見がございました。

#### (議長)

- ・本日の検討は、基本的に網かけの部分の修正となるわけですね。
- ・ 皆さんの意見が反映されているかどうか、また変更部分に異論があれば、検討し

ていきましょう。

# (委員)

・「地方主権」という言葉は、内容が熟しているのでしょうか。地方分権が地方主権に変わっていますね。国家主権の対応として、中央集権と地方分権であり、地方主権という表現で共通理解ができるのか気になりました。

#### (委員)

- ・ 言葉としてはなじまないのかもしれないが、地方分権では地方が下になる気がして気になる。
- ・ 憲法上はもともと地方にあった権利を中央が取っていて、それを今回返すと言っているわけですよね。それを指して「分権」というのはどうかと。
- ・ もちろん、地方「主権」という言葉も、なじみのない言葉で、よいとは思えない。 しかし、地方分権という言葉は中央から地方へ権限を移すという「動詞」であっ て地方でできることは地方でやるという地方主体の言葉ではない。

#### (委員)

- 委員のおっしゃる意味はよくわかります。
- ・「流れを踏まえた」という表現になっているので、地方分権という社会状況の流れの中で地方が主体となった自治をやっていきましょうということ。社会状況を伝えるのであれば、「地方分権」という言葉を入れておき、だからこそ、地方が主体になったというような表現、考え方を入れればいいのでは。

## (委員)

・「分権」といういかにも国から分けてもらうというイメージ、それを受けて豊中市はこう考えていますといった書きぶりが気になります。格調が低くなり卑屈ですらある。

#### (事務局)

・「地方自治の本旨に基づいた」とか、若干控えめではあるがそういうふうにすれば違和感が薄まるのでは。

# (議長)

・ この間の地方分権の流れを地方公共団体から見ると「団体自治の拡充」ということ。「団体自治の拡充へと向かう流れを踏まえた」という表現、あるいは、「地方自治の本旨をより十全に実現していく流れ」といったことでしょうか。

#### (委員)

・ 条例が必要になった社会背景を書くなら、地方分権のことだけでなく公益の担い 手の多様化ということを入れると、団体自治の拡充と市民自治・公益の担い手の 多様化という2つがあるということになる。今の形だと団体自治の流れだけにな るので、議長がおっしゃった2つのことがいると思う。

# (議長)

・公益の担い手の多様化というのは、後の市民の責務のところ「公共の利益の視点に立って」にも関連してくる。市民が私益にとらわれてはいけないという、公共の担い手という役割に目を向けていくということになる。この市民の責務とうまくリンクさせていくなら、前文にもそのことについて入れてもいいかもしれないですね。

# (委員)

・ それと、前も言ったが、市民の行動指針・市民憲章として、市民の行動指針だけ を書くというのが理解できない。市民、議会、行政の三者の役割を書くか、削除 すべき。「憲章」という言葉もやめたほうがいい。

# (事務局)

・ 市の主体として市民がいて、そこから市長・議員が選ばれるという、市民が主権者だという発想がある。その市民が、補完性の原則ともかかわるが、まず市民自らがどういうふうに問題解決していくかということが第1にあり、具体的な行動の指針として、情報を共有しながらとかいうものがなければならないのではないでしょうか。もちろんそれは、市民だけに負わせる、あとは知らないということではない。主権者としての市民がまずは、こう行動しようというのがあり、それを踏まえて議会や行政がそのことを尊重しながら、どう役割を果たすかというふうに書く。そういう整理をしていたほうがいいだろうということです。

## (議長)

・ 市民憲章というのが、アメリカのシチズンチャーターという考え方と、日本の道 徳的なお題目を並べたという市民憲章とで錯綜している。後者をイメージしてし まうことを危惧しているのではと思うが。

# (委員)

- ・「市民自治の創造」が制定のねらいであるというのが重要な文言である。概念的な市民であり、議会や行政と対立するような個々の市民ではない。だから市民の 行動指針としての市民憲章と言う言葉にはなじまないのでしょうね。
- ・「市民自治の創造」のための具体的なことを決めるのだというのが一番大事。市 民憲章や、人権尊重なんかも前提となる理念の問題であって、今回の基本条例の 中心的問題ではないと思っている。一番大事なのは、市民が参加できる自治制度 を豊中市がつくっていくことだと思いますからね。

#### (委員)

市民の行動指針という表現を入れると、他の二者が見えなくなるので、そこはあえて削除して「市民自治の創造」を書くか、あるいは、市民を主体とした他の二

者のことを入れるか。そういうバランスが必要。

## (事務局)

・ 前文が、何がしかの行動の指針となるように位置付けたいということでいいのであれば、市民が主体的に課題を共有して解決するのを基本としつつ、三者の行動 指針という形で謳いこんでいくという形ではどうでしょうか。

## (委員)

- ・ 行動指針という表現と、規範という言い方とどう違うのか。どっちが重いのか。
- ・ 最高規範を定めるものであるというようなニュアンスのほうが良いと思うのだが。

# (議長)

- ・ 指針は所詮ガイドラインで状況が変われば多少曲げても良いというような感じ。規範の方が重い。
- ・市民自治の創造というのは大事で、市民というのは抽象的な、総体としての市民。 その市民が自治を担っていくというのが大前提である。しかし、市民はなんでも かんでも住民投票などで決めていくことはできないから、市長や議会に信託して いく。
- ・ 市民の市長や議会に対する信託・付託の基本的な枠組みを定めるものであると考えると、まずは前文で、総体としての市民が自治の担い手であるという意味での市民の主体性、主権性を宣言した上で、もともと市民にある自治の権限を個別的に市長や議会や行政職員に付託していく。その付託内容が後半の本文に出てくるということで考えれば、前文は究極の自治の担い手としての市民ということが明確にされていればそれでもいいのではないかという気もする。
- ・ 我ら豊中市民はこういう方針で、条例を定めるということが前文。過去の歴史や 努力を踏まえて、そして、地方分権、公益の担い手の多様化など現在の状況をふ まえて、市民自治の創造に向けて条例を制定するんだということがかかれている と思うのですが。
- ・ 法律的に前文というのは規範ではなく個別の条文を読み解く手がかりです。

#### (委員)

・ 自治基本条例自体は規範だが、前文に規範であることを言い切らないということ ですね。

#### (議長)

・ そうです。個別の条文は、前文の趣旨とバッティングしないように解釈しないといけない。例えば、市民自治の創造ということが前文で宣言されたなら、それが条例全体の基本的なトーンとなるわけで、そのトーンからずれた形で、他の条文を理解してはいけない、そういう意味での指針です。

- ・この条例は要するに市民自治を前提にするとして、定めるのは市政に参加するということ。今までは、参加することについて具体的な条例がなかったから、ここで基本的なことを定めましょうということですよね。
- ・ 地方の住民の主権というのを言うのもいいし、抽象的なことをいってもいいのだが、市政に参加しようということを規定するのに過ぎないのだから、それにふさわしいトーンでないといけない。市民憲章とかは重すぎる。もう少しトーンを落としてもいいのでは。

#### (議長)

・ 憲章とか方針というのは、何故参加するのか、参加を充実させるのかについて、 背後にある思想、発想を前文で宣言しておこうということ。その根本的思想が「市 民自治」であり、自治の担い手は究極的には市民なんだということです。

# (委員)

- ・ そうだから、市民自治ということを書けばいいのではないでしょうか。
- また、行動指針で良いとすると、市民・議会・市長、全部の指針となりますね。

# (委員)

- ・ 繰り返しになるが、市民というのは概念的な市民で、その自治を取り戻すのが大事であって、これからいろんな条例ができても、その考え方は、市民が最高位にあって、市政に参加できるとか、市長は市民を向いていないといけない。議会も選挙が終わっても市民は完全に任せたのではなく、まだ監視しているという立場から、いろんな条例を串刺しにする横串的な原則を書けばいい。
- ・ 憲法でも、前文にいろいろ書いているし、後に続く哲学的なことを書くんでしょ う。それは良いと思いますよ。

#### (議長)

- ・ 前文がついている条例では、何故今なのかという制定理由や経緯が書かれている。
- ・ 豊中の歴史があり、現在の社会状況がある。こういう現状で市民自治の創造に向けて条例を制定し、こういう未来を見据えて制定するということです。

## (事務局)

・ 前文の前半は、市民自治の創造を狙いに、これまでの取り組みも大事にしながら 発展させていくんだということを言っている。それをお題目に終わらせずに、具 体的に自らの行動の中に反映させていきたいという意味合いを、行動指針という 言葉で言っているので、こういう形で、こういう心構えで行動しなければいけま せんということで後半を書いています。つながりがはっきり出るように、前半を 受けて、それをもっと具体的にどう実現していくのかということを書きます。

・ その議論は少しおいておいて、全体的に文章の語尾だが、もっと断言すればいい のではないか。

# (議長)

・ ゴシックの部分はそうしていますね。書き分けをしているのですか。

# (事務局)

・ そこは、統一させていただいたほうがいいですね。整理します。

# (議長)

では「目的」のところ。

## (委員)

・ ゴシック体の「方向を定める」というところは引っかかる。その下の明朝体のところには「方向についての基本理念を定める」と書いてあって、そちらのほうが近いと思う。「これからの自治体運営の考え方を定める」とかしたほうが、明確になると思う。

# (議長)

「これからの自治体運営のあり方についての基本的な考え方を定める」ということですね。

#### (委員)

・ 文章としてそれがいいかはわからないが、ボヤっと言うのではなく、具体的に言 うということです。

## (委員)

- ・ 参加と参画を並べるというのはどうか。協働の取り組みも入れるべきでは。
- ・ 市民参加と協働の取組みをより安定的・統一的な制度として充実させるという意味で、そのほうが良いと思います。

# (議長)

・ 協働という言葉の使い方だが、協働というのは市民と市の相互関係という、3 の ところに出てくる。

- ・ 協働というのは目的化してはいけない。協働はあくまでも市民参加の手法であり、 関係性でしかないですね。
- ・ 協働は理念ではない。だからこの部分は「参加と協働」と並べておいておけば良いと思います。

## (議長)

・ 総合計画では、協働は理念として謳われているのですか。

# (事務局)

- ・ 基本姿勢です。理念というよりも、そういうスタンスということで「姿勢」とい うほうが良いと思います。
- ・ また、参加と参画という近しい言葉を並べるのではなく、協働という基本姿勢に 基づく取り組みということにした方がいいかもしれませんね。

# (議長)

・ では、「自治の主体」について。

## (委員)

- ・ 前文、目的と来て、これから具体的に規定するわけですね。そこで、まず「主体」 を規定するのは良い。しかし、その次に責務がくるというのはどうか。次は、「市 民はいったいどういう権利があるのか」というところに行くのではないか。
- ・ 規定していく順序が、市民自治という点から考えたら、ぼやけてくるのではない かと思う。

# (議長)

- ・ もともとの検討のはじめ、市民をどう定義するかという話が中心になった。普通、 条文の構成として、1条が目的規定、2条が定義規定です。定義規定に盛り込む 市民の定義を考えたので、目的のすぐ後に市民の定義が残っているのだと思う。
- ・ 市民の定義は設けないとして、それ以外に定義の必要になってくる言葉が出てくるかもしれない。そうすると2条というのは定義規定になるだろうし、定義でなければなにが来るのかについては議論がなかった。
- ・ こういう項目が必要だというのは検討してきたが、順番については考えていなかった。

## (委員)

・ 条例を定める目的が何かということに議論を集中しないといけない。条例で一番 大切なところがどこに行くのか。憲法だといっているわけで、それと同じような ことをこの条例でしないといけないわけですね。行動指針だとか言うわけですか ら、市民からすれば「どういう権利があるのかまず知りたい」となるはずです。

# (事務局)

- ・ 自治の主体について書くのはそれで良いとして、市民の範囲については補足説明 を行うのが良いと思います。
- ・ 自治の主体に市民がまずあり、市長があり議会があって、それぞれにどういう役割を果たすべきかということ、その裏返しに、それぞれにどういう権利があるか、

どういう地位にあるかということが大事ではないかと思います。

# (委員)

・ 市民の権利と責務。権利が先。その権利は抽象的に成らざるを得ないが、行政の 流れの中に参画できるということを書かないといけない。そして、それぞれの責 務があるというのがいいのではないか。

## (議長)

- ・ 市民が自治の担い手であり、権利を持っていることは前提になってしまっている のかもしれません。
- ・ 大きな権利を持った市民の権利行使の心構えというのが市民の責務ということで、それ以降の市長、補助機関、議会なんかは、市民の権利を具体化するための それぞれなりの責務になってくる。
- ・権利を正面から言うのでなく、それは前提とした上で、権利を実現するために守らなければならないということを書いているというのが原案の基本的な書きぶりになっていますが、明示的に語らなくて良いのかというのはポイントになるところかもしれません。

# (委員)

・ 責務を書くのなら、まずその前に、「市民は地域の問題に関して課題や情報を得て、市政に関して解決方法を見出していく権利があります」とかいうことが必要です。権利と義務は裏返しなのだから、権利が抜けてはいけない。

#### (事務局)

・ 創設的に権利を書くとその裏返しの保障、救済の問題が出てくるので、控えめに書いてしまっています。例えば情報を求める権利などは後ろの部分で書いているので、それを前に持ってくる。住民としてはそうした権利を当然持っていて、それをいかに使っていくかという書きぶりにするほうが、良いかもしれません。

# (議長)

- ・ 個々の市民が持つ具体的な権利について書くのか、総体としての市民が自治の担い手なんだということを書くのか書きぶりはわからないが、そうしたことが必要だと思う。
- ・ ではその次に、そうした市民の信託を受けた「市長」「職員」のことをまとめて あるが、これはどうですか。

- 「将来展望」云々のところだが、これはなんとなく書きぶりが悪い。
- ・ いまどきの市長は将来展望とかでなく、自分の任期中にやる具体的な政策を示す 必要があります。

#### (事務局)

- ・ 展望だけではダメだというのは確かにあるが、「将来展望を示して、それをベースにした政策形成を行ない」というところで、ご指摘の点は書いたつもりでした。
- ・ ゆくゆくこうしたいという将来展望を理念も含めて示し、これに即して具体的な 政策形成をしていかないといけませんというように、「ビジョン」という言葉を 書き直しました。

## (委員)

- ・ 私は、理念でいいんですけど「明確な理念を持って政策を示す」というような方 向にしてほしい。
- ・ あと、職員はこの書き方だと、市長の掲げた政策の遂行だけになってしまうと思うんです。しかしやはり、職員が公務員になったのは、企業ではないところで働こうという公務員としての働き、思いというものがあったわけですから、そういう職員としての思いも活かせるようなことが書けないかと思います。

# (委員)

・ そうですね。例えば市長がとんでもないことを言い出したら、それに従っている だけではだめですからね。

# (委員)

・ もし首長と職員のことを書くなら、単なる政策遂行だけでない公務員としての働きというものを、きちんと意識付けしておくことが大事ではないかと思います。

#### (委員)

- ・ 自治体の現実には、職員は新市長の政策ではなく以前の市長の時代につくった長期計画に従う。そんな実情があるので、首長の政策遂行を職員の責務として、ここに書いている意味は大きい。
- もし首長の政策が悪いのであれば、それは市長を選んだ市民が悪い。民主主義の 原則とはそういうことではないですか。
- ・ 市長をないがしろにした公務員の行動は立脚点を失うこととなる。

#### (議長)

- ・これから求められるのは「首長の強力なリーダーシップだ」というトーンで書かれているわけですね。首長が強力なリーダーシップを発揮し、職員を引っ張っていくといったような仕組みを是とする。首は乗っかっているだけで手足が全部ものを考えてやっているというのではいけないんだというのが前提にある。
- ・ でも公務員が全体の奉仕者ということも忘れてはいけないわけで、行政組織の運営ということになると、首長のリーダシップと「公平・公正」の行政職員、というのがキーワードになるかと思います。
- つぎに、「協働のあり方」について。

- ・ 市民があり、行政、つまり首長・職員、そして議会という順番の流れがあって、 三者の役割と機能を明記するわけですよね。
- ・ その次に、具体的に運営の考え方を示すということであれば、次からは、運営であったり、制度を明確にしていくものだと思う。住民投票であったり、市民参画であったり、コミュニティの自治システムをどう作るかということだったり。少し、全体として整理すべきではないでしょうか。
- ・「4.参加の対象・時期・方法について」と「5.参加の機会の実質的な保障について」はくっつけてひとつにし、「6.住民投票について」があり「8.コミュニティにおける自治について」があるとしたほうがいいです。一言一句どうのというのではなくて、全体的に少し書き直していけばいいのではと考えます。

# (委員)

・ 「 3 . 自治の主体について」を独立にしてという趣旨ですね。

#### (委員)

- ・ それともうひとつ。最後の「条例の位置づけ」についてにも書いてあるのですが、「3.自治の主体について」の(3)に書いてある協働についての部分は、個別条例がある上での包括条例の位置づけであり、協働については市民公益活動推進条例にも書いてあります。ただ、市民活動だけが協働ではないので、ここではもっと大きくとらえた書き方が必要ではないでしょうか。
- ・ また、運営の考え方と制度ということで整理すると、その中に「市民参画」「住 民自治システム」「住民投票」、これは不足しているのですが「評価」という部分 を入れていったらいいのではないかと思いました。

# (議長)

・協働というのはパートナーシップということで、事業の実施レベルでは対等・協力のもとでやっていくというのはわかるが、そもそも市民が主権者であることと行政と市民が対等であることとは、ずれが生じますよね。主権者としての市民が自治の根拠・正当性の源泉であって、その権限を市長や職員に付託していくというレベルでは市民の優位性が重要。それと実際に事業を実施していく際の対等協力の関係とは別立てにして書かないとややこしくなります。

## (委員)

アセスメントできるということですかね。

# (議長)

・評価ということで言うとマネジメントサイクルのところで、計画、実施、評価、 改善のすべての段階が市民参加の対象となりうるということですね。

ここは参加としか書いていないので、わかりにくのでは。

## (事務局)

・ 行政運営の中で評価をきちんとやっていき、それに対して市民が参画していける ということで、表現としては盛り込んでいます。

## (議長)

・ 以降の項目について一括して意見をいただきたいと思います。

# (委員)

・ 住民投票についてで、「問題」という言葉を「事柄」といったもっとやさしい表現にしておいた方がいい。

## (委員)

・ 住民投票のところでは、「市政」というのが気になる。市政に影響を及ぼすだけ でなく市の将来にとってということだから、全体についてだと思います。

#### (委員)

- ・ 住民投票条例が実現出来るかはわからないが、対象はもっと具体的に書くべきと 思う。
- ・ 軍事や国家の事に関して入っているのか、いないのか。この文章からは読めない し、住民投票を常設にするなら、なおさらきちんとちゃんと書く必要がある。私 は入れるべきではないと思うが住民投票条例の規範になるんだから、「市政に重 大な影響を与える」というような文言だけでは何でも入ってしまう。

# (委員)

・ 国政のことまで関知するのかといった問題が生じる。国政は国政でしょ。

#### (議長)

- ・ 市の権限に属する事項となるのかもしれないが、意見表明権というものがあるの で、国のことについてもいえなくはない。
- ・ いずれにしても自らに権限がないものについて投票をしても意味がないわけで、 いえないとなるのでは。

#### (事務局)

- ・ 岸和田市については「将来に関わる重要課題について」とあり、明文上は無権限 のことについては書いていないわけですが、これを受けて住民投票条例を別途つ くっているから、そちらにネガティブリストとして書いてあると思います。
- ・ ここで詳しく押さえておくのか、当然のこととしておくのか検討が必要です。

- 自治基本条例は上位条例のような感じなのだから、ここで制限をつけないと下位 条例で制限をしたときに、上位条例に反すると解釈される恐れがあるということ。
- ・ 国政について市長がわからないから住民にきく、となると住民は迷惑。住民が投票して決めたのだから、あなた方の責任ですよといわれても困る。そういった問題はトップの判断できちっとすべきことです。

# (事務局)

・ 住民発議による常設型というのは共通の見解ですが、対象事案などその他のこと についてはまだ認識を共有していないので、これから先、条文のイメージを出す 段階で、こういう議論を踏まえて検討ということになるでしょう。

# (議長)

・ 議会については議会の判断任せということで、これでいいとして、コミュニティ のことに関して。

## (委員)

- ・ 議会については議会任せというわけではなくて、議会に検討を委ね、それが返ってきて、ここの中に入れるということですよね。
- 「コミュニティ」の定義が難しいですね。

#### (議長)

・ 細かく定義するとまた話が難しくなってしまうので、抽象的にコミュニティと書いているわけですが、基本的には、市域全体よりもっと狭いところの自治を保障するということですね。

## (委員)

コミュニティにおける自治ではなくて、市民自治のシステムの保障ではないかと思います。

# (議長)

・ 市民は当然市全体の問題に関わっていく権利がありますし、それも市民自治ですが、もっと狭いところでも地域の事柄に関わっていく権利がある。そのうち狭い範囲での処理を優先するというのが、補完性の原則ということです。狭い地域で自立的に処理できるのであれば、市としてはそれを尊重してむやみに手を出さないということ。

# (委員)

コミュニティというのは課題によって変わると考えていいのですか。

#### (議長)

・ 私はそう理解しています。

## (議長)

・ 本日たくさん出ましたご意見は、事務局に整理していただかないといけませんが、 今後の予定を教えてください。

#### (事務局)

・ 今日いただいたご意見は、議事録などによりフィードバックさせていただき、別に正副委員長を交えて「自治基本条例に盛り込むべき項目とその考え方(案)」を整理したいと考えております。その後の小委員会で条文のイメージづくりをしていき、随時状況について皆さんに連絡しまして、最終的に全員集まっていただきお見せすることになります。

# (議長)

・ 皆さんに頂いた意見を踏まえた上で会長とも話し合って、(案)がなくなるもの を作っていく。それは検討委員から市長宛の答申というものになるのですか。

#### (事務局)

・ 今のものは、現市長に中間報告としてお出しします。

# (議長)

・ それを踏まえたうえで、小委員会で、条文のような流れのいい形に整えていく。

#### (委員)

・ 前にも言いましたが、市民への説明、情報公開についてはどういう風に考えていますか。市民参加を謳っているわけですので、もう少しきめ細かな形で市民の意見を反映させることが出来ればと思うのですが。

# (事務局)

・ 今日はこれでもう一度整理し、「自治基本条例に盛り込むべき考え方」を示します。そのあと小委員会で、具体的に文案化していき、それを市民の方々にパブリックコメントとは別の方法で、あらためてお知らせをする。そういう形のほうがイメージがわかりやすいと考えています。

## (議長)

・ そういったことも含めて、もう一度スケジュールを確認ください。

# (事務局)

・ まず小委員会で文案化します。小委員会での議論の内容は適宜委員のみなさまに お知らせし、まとめたものをみなさまにもう一度会議を開いてお示しし、最終的 な報告書としたい。

次の市長はこの流れについてどう考えるのか。市長が議会に条例を提案していく わけでしょ。

# (事務局)

・ ここまでやってきていただいた積み重ねを踏まえまして、まずは一色市長が皆さんにお願いしているわけですから、報告をさせていただいて、次の方へも引き継がれるだろうと思っておりますし、事務局もこういうことをしていますと説明します。次の市長が、もう少し自分の色を出したいとなるかもしれませんが、そこはまた次のステップで柔軟性を持った進め方になります。

# (委員)

・ できるだけ早く報告していただくということで、次に繋げていってもらいたい。

# (議長)

・それではこれで、本日の検討委員会を終了いたします。